一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第四百三十四号東京都市計画道路事業幹線街路放射第九号線
三　事業施行期間　自平成十一年三月十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千三百九号東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十三号線
三　事業施行期間　自平成三年六月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二百八十四号東京都市計画道路事業補助線街路第十一号線
三　事業施行期間　自平成十五年九月十八日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百八号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成十七年九月六日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第五百十五号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成十七年十二月二十六日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百九十五号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成十九年九月六日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第四百十号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線及び補助線街路第七十一号線
三　事業施行期間　自平成二十年十二月二十五日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第二千百三十七号東京都市計画道路事業補助線街路第二十七号線
三　事業施行期間　自平成十年十二月十六日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし